

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
理容師・美容師専門委員会運営要綱（案）

令和六年〇月〇日

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則（令和六年五月十五日厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長決定）第七条の規定に基づき、この運営要綱を制定する。

（目的）

第一条 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第二条第一項に基づき設置された厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会（以下、「専門委員会」という。）については、厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）、厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）及び厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則に定めるもののほか、本要綱に基づき運営を行う。

（所掌）

第二条 専門委員会は、理容師制度及び美容師制度のあり方等に関する事項について審議する。

附則

（施行日）

本要綱は、令和六年〇月〇日から施行する。